

令和2年度埼玉県交通安全実施計画の概要

基本的な考え方

- 交通安全対策基本法第25条第3項の規定に基づき、第10次埼玉県交通安全計画（平成28年度～令和2年度）の単年度計画として、埼玉県交通安全対策会議が作成するものです。
- 実施計画には、令和2年度に県及び指定地方行政機関等が実施する具体的な交通安全に関する事業や活動等が記載されます。

8つの柱

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備
第2章 交通安全思想の普及徹底
第3章 安全運転と車両の安全性の確保
第4章 道路交通秩序の維持
第5章 救急・救助活動の充実
第6章 被害者支援の推進
第7章 調査研究の推進
第8章 鉄道と踏切道の安全確保

施策(全35施策)

人優先の安心・安全な歩行空間の整備など ・・・全9施策
高齢者に対する交通安全教育の推進など ・・・全10施策
安全運転の確保など ・・・全2施策
交通の指導取締りの強化など ・・・全3施策
救急・救助体制の整備など ・・・全2施策
自動車損害賠償保障制度の充実等及び自転車損害賠償等保険の加入促進など ・・・全3施策
高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進など ・・・全2施策
鉄道交通環境の整備など ・・・全4施策

事業等(全287事業)

通学路等における安全対策など ・・・全67事業
高齢者安全運転推進プロジェクトなど ・・・全80事業
高齢運転者再教育講習など ・・・全63事業
交通事故抑止に資する指導取締りの推進など ・・・全26事業
特別機動援助隊教育訓練等事業など ・・・全15事業
自転車損害賠償保険の普及促進など ・・・全11事業
ITSに関する研究開発の推進など ・・・全3事業
ホームドアの設置の促進など ・・・全22事業

(注)8つの柱及び施策は、第10次埼玉県交通安全計画に基づく。

→ 令和2年度から施策数は第7章で1減。事業数は第1章で1増、第2章で2減、第7章で1減。